

国住指第 8 3 1 号
平成 27 年 6 月 1 日

各都道府県建築主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

建築物等に係る事故及び火災発生時における留意事項について（技術的助言）

建築物、昇降機等の建築設備及び遊戯施設等の工作物に係る人身事故又は建築物に係る火災で死傷者が発生したものの調査における留意事項につきましては、これまでに「建築物等に係る事故及び火災発生時における留意事項について（技術的助言）」（平成 21 年 2 月 6 日付け国住指第 4026 号）及び「建築物等に係る事故及び火災発生時における対応について（技術的助言）」（平成 21 年 7 月 3 日付け国住指第 1364 号）を通知したところですが、建築基準法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 54 号）が本日施行されることに伴い、改めて国土交通省と警察庁との間で協議を行い、別添のとおり、警察と国土交通省及び特定行政庁は、犯罪捜査と事故調査が、それぞれ円滑かつ的確に実施されるよう、支障のない限り互いに協力を行うことを確認するとともに、下記のとおり、事故調査における留意事項をとりまとめましたので、執務の参考とされますようお願いいたします。

また、管内特定行政庁に対しても、この旨周知をお願いいたします。

記

- 1 改正後の建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 12 条第 5 項から第 7 項までの規定に基づき、報告徴収、物件の提出要求、立入検査等（以下「事故調査」という。）を行おうとする場合で、既に各都道府県警察による捜査が実施されている場合には、都道府県警察に対し、事故調査への協力を要請すること。また、必要に応じて、都道府県警察に対し、事故原因等に係る情報提供を求めること。
- 2 上記 1 に当たっては、必要に応じて、当該都道府県警察の窓口について、国土交通省に照会し、確認すること。なお、事故調査への協力や情報提供については、必要に応じて、国土交通省及び警察庁において調整を行うものとする。
- 3 上記 1 に当たって、事故発生直後等のため、事故調査への協力や事故原因等に係る情報提供を都道府県警察から得ることが難しい場合には、引き続き当該都道府県警察と連絡を密にし、協力等が得られる時期の見込みについて調整すること。
- 4 国土交通省が、都道府県警察に対し、法第 15 条の 2 第 1 項の規定に基づく事故調査への協力を要請する場合には、特定行政庁又は警察庁を通じて、これを行うことに留意すること。